

平成25年（東）第1479号ほか 浪江町原発ADR集団申立事件

申立人 ほか

相手方

上 申 書

平成26年5月30日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

申立人ら代理人 弁護士 日 置 雅 晴

同 弁護士 濱 野 泰 嘉

ほか

頭書事件につき、相手方から、平成26年5月29日付上申書にて、貴センターから提示された和解案（以下「本和解案」といいます。）に対する諾否の回答期限を、平成26年6月30日まで延長されたいとの上申がされましたが、かかる上申に対し、申立人らは以下のとおり上申いたします。

- 1 回答期限を変更せず相手方に本和解案の諾否についての速やかな回答を求め
るべきであること

本和解案は、当初、貴センターから平成26年4月18日を回答期限として設定されたところ、相手方は同年3月24日付上申書において、「本件和解案については、申立人様らの人数、ご請求いただいている内容及び金額、本件和解案の根拠、他事件への波及の大きさなどを踏まえ、慎重に検討させ

ていただく必要があ」ると述べ、回答期限を4月23日へと延長を求める上申を行ないました。そして、申立人らは、申立人らが1万5000人以上と極めて多数であり、本和解案の説明や意向確認に時間を要することが見込まれることから、回答期限を同年5月末日まで延長されるよう上申し、貴センターより本日（5月30日）が回答期限と定められた経緯があります。

このように、相手方は、当初、5月29日付上申書とほぼ同様の理由を述べて4月23日までには回答することができると述べていたにもかかわらず、回答期限の更なる延長を求めたのであり、かかる対応は本件の解決を不当に著しく遅延させるものとして到底容認することはできません。

こうした対応は、相手方が「新・総合特別事業計画」（平成26年1月15日認定）において「3つの誓い」の一つとして「和解仲介案の尊重」を掲げ、「センターから提示された和解仲介案を尊重するとともに、手続きの迅速化などに引き続き取り組む」と宣言していることに真っ向から反するとともに、1万5000人以上にも及ぶ本件の申立人らの被害回復を不当に遅らせ、申立人らが受けた深刻な被害をさらに増幅させるものであるというほかありません。とりわけ、本件の申立から現在までの約1年間で177名もの申立人（申立参加希望者を含む）が亡くなっていることに鑑みれば、相手方には、申立人らの命あるうちに本件を解決すべく、早期に回答すべき義務があります。

さらに、相手方が他の和解仲介手続においても上申書を提出し、不当な遅延行為に及んでいるのに対し、貴センターが「上申書の提出があっても、回答期限を変更せずに和解案の諾否についての速やかな回答を求め」（『原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書～平成25年における状況について～（概況報告と総括）』20頁）ているにも関わらず、本件においてもなお上申書を提出して不当な遅延行為に及ぶのは、相手方が貴センターを軽視している証左であり、放置すべきではありません。

よって、申立人らは貴センターに対し相手方の上申書に対して厳とした態度で臨み、回答期限を変更せず相手方に本和解案の諾否についての速やかな回答を求めるよう上申いたします。

仮に延長を認める場合であっても、本和解案の提示から既に2か月以上が経過していることに照らしても、相手方の対応は審理を不当に遅延させるものですから、総括基準（加害者による審理の不当遅延と遅延損害金について）の趣旨に従い、本和解案に遅延損害金を付した上で、遅くとも平成26年6月13日を回答期限に設定されますよう上申いたします。

2 相手方が早期に本和解案を受諾するよう貴センターから説得すべきであること

仮に、貴センターが相手方による回答期限延長の上申を受け入れたうえ、相手方が受諾を拒否する旨の回答を行うようなことがあれば、「円滑、迅速、かつ公正に紛争を解決することを目的」として設置された貴センターの紛争解決機能を著しく損ない、被害者全体からの貴センターに対する不信を招くばかりでなく、ひいては貴センターの存在意義を失わせることになりかねません。

したがいまして、申立人らは、貴センターに対し、本和解案を早期に受諾するよう相手方を説得していただきますよう上申いたします。

以 上